

新高額障害福祉サービス等給付費のご案内

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で、次の対象者要件を全て満たす場合は、介護保険移行後に利用した特定の障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

対象者要件

1	65歳に達する日前5年間引き続き、特定の障害福祉サービス（※1）の支給決定を受けていたこと。 ※1 特定の障害福祉サービス：居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所 ただし、自立支援法全面施行（平成18年10月1日）以降の特定の障害福祉サービスに限る。
2	65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日の属する月が4月から6月までの場合は前年度）において、本人及びその配偶者が市町村民税非課税（免除された方を含む。）又は生活保護（※2）であったこと。 ※2 境界層該当者として負担軽減を受けていたことを含む。
3	65歳に到達した後、介護保険サービスの利用月の属する年度（当該サービスを利用した月が4月から6月までの場合は前年度）において、本人及びその配偶者が市町村民税非課税（免除された方を含む。）又は生活保護（※2）であること。
4	65歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分2以上であったこと。 ただし、65歳に達する日の前日が平成26年4月1日前である場合は、障害程度区分2以上であったこと。
5	40歳から65歳までの間に特定疾病により介護保険サービスを利用していないこと。
6	介護保険移行後に、上記1のサービスに相当する特定の介護保険サービス（※3）を利用していること。 ※3 特定の介護保険サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは除く。）

償還対象

平成30年4月以降に提供された特定の介護保険サービス（※3）に係る利用者負担額

- 介護保険法における高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護サービス費の償還後の利用者負担額が対象です。
- 介護保険サービスの利用での1割負担額以外の実費負担額は含みません。
- 対象となる月から5年を経過すると時効により申請できなくなります。

申請に必要なもの

- 高額障害福祉サービス等給付費支給申請書
- 申請者の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類と本人確認書類
※生活保護を受けている場合は、担当ケースワーカーにご相談ください。

問合せ先

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市福祉保健部自立生活支援課
電話 042-387-9848 FAX 042-384-2524